

納付方法についての今後の見直し、検討の予定

市民交流部 国民健康保険課

令和7年10月のシステム標準化以降は、納付書に地方税統一QRコード（eL-QR）が印字され、地方税共同機構が運営する地方税お支払サイトの利用が可能となります。

同サイトを利用すると、従来の納付方法に加えて、全国の金融機関（373機関）、スマートフォン決済アプリ（28社）、インターネットバンキング等が新たに利用可能となります。また、クレジットカード決済については、現在のシステムに比べて、納税者が負担するシステム手数料が安くなります。

以上のとおり、令和7年10月以降は、納付方法が大幅に拡大することから、納税者の利便性が向上する予定です。